

2021年6月24日

株主及び新株予約権者 各位

東京都千代田区神田練塀町 300 番地
大日本コンサルタント株式会社
代表取締役社長執行役員 新井 伸博

株式譲渡制限規定設定の定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して、譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、公告いたします。

以上